

件名	愛媛県地域産業振興条例及び愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
主管課	経営支援課
根拠法令等	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)
<p>【改正の概要】</p> <p>(1) 愛媛県地域産業振興条例 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(第4条関係)の施行(令和3年8月2日)による、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)の一部改正に伴い、本条例で助成対象としていた「創業者」の根拠条項を次のとおり改正する(中小企業等経営強化法で規定される「創業者」の定義がなくなったため、同趣旨の対象として産業競争力強化法でのそれに置き換える。) 改正前：中小企業等経営強化法第2条第3項第1号及び第2号 ↓ 改正後：産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第29項第1号及び第3号</p> <p>(2) 愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(第1条及び第2条関係)の施行による、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の一部改正に伴い、本条例で権利の放棄の対象の1つである「特定認証紛争解決手続」の条項ずれの改正を行う。 ●第3条第1項第4号の「特定認証紛争解決手続」の根拠条項が、次の2段階の施行により改正 ①産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(第1条関係)の施行 本法施行(令和3年6月16日)により、「特定認証紛争解決手続」の根拠条項である「産業競争力強化法第2条第16項が同条第17項に改正 ②産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(第2条関係)の施行 本法施行(令和3年8月2日)により、「特定認証紛争解決手続」の根拠条項である「産業競争力強化法第2条第17項が同条第21項に改正</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	